

神戸市市民花壇実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の環境美化とコミュニティづくりに役立つことを目的として、公園・道路・広場・空地等を利用し、市民が自主的に花壇を設置・育成・管理する花壇（以下「市民花壇」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象団体等)

第2条 市民花壇の対象団体は、次の各号に該当する団体とする。

- (1) 自治会、婦人会、老人会、子ども会等の公共的団体を母体とする団体
- (2) 緑化などを目的とした活動に取り組むボランティア団体並びに企業その他、市長が適當と認める団体

(市民花壇の承認)

第3条 市長は、承認の申請があった都市空間が次の各号に該当するときは、市民花壇として承認するものとする。

- (1) 育成管理期間が3年以上であること。
- (2) 公園・道路・広場・空地等で、公園・広場・道路上から見える場所であること。
- (3) 用地については、申請者が土地の所有者または管理者から同意を得られる場所であること。
- (4) 花苗の良好な育成が可能な場所であること。
- (5) 花壇は、その総面積が30m²以上であること。
- (6) プランターは、10基以上で、その総面積が4.5m²以上であることを基準とし、かつ効果的に配置されること。プランターの大きさおよび材質は本市の承認するもので、美観、強度、安全性を備えた統一性のあるものであること。
- (7) 花壇とプランターを併用する場合には、花壇面積とプランタ一面積の和が、30m²以上であること。

(花壇育成管理費用及び補助金等の交付)

第4条 市民花壇の設置費用及びその育成管理費用は原則として、市民花壇の承認を受けた団体（以下「市民花壇管理者」という。）の負担とする。

2 市長は、市民花壇の育成管理を助成するため、別に定める要領に基づき補助金と花苗を補助することができる。

(申請手続)

第5条 市民花壇の承認を受けようとする団体は、別に定める要領に基づき、申請するものとする。

(活動実績報告)

第6条 市民花壇管理者は事業終了後速やかに、補助金交付年度の活動実績を市長に報告するものとする。

(花壇の設置承認及び補助金の交付決定の取り消し)

第7条 市長は、市民花壇管理者が次の各号に該当するとき、花壇の設置承認及び補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に事実と異なる記述があったとき。
- (2) 補助金及び花苗を他の目的に使用したとき。
- (3) 花壇の育成状況が不良または第3条の承認基準を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合で、既に市民花壇管理者に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(変更手続き)

第8条 市民花壇管理者は、市民花壇の内容変更を行う場合は、市長に速やかに別に定める要領に基づき、変更の手続きを行うものとする。

(廃止手続き)

第9条 市民花壇管理者は、市民花壇の廃止を行う場合は、市長に速やかに別に定める要領に基づき、廃止の手続きを行うものとする。

(技術支援)

第10条 市長は、市民花壇管理者に対して、技術支援を行うことができる。

(市民花壇コンクール)

第11条 花壇技術の向上や地域の環境美化推進のため、市民花壇を対象に別に定める実施要領に基づきコンクールを行うものとする。

(施行細目)

第12条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。